

政治倫理条例が制定できなかった嵐山町議会って？

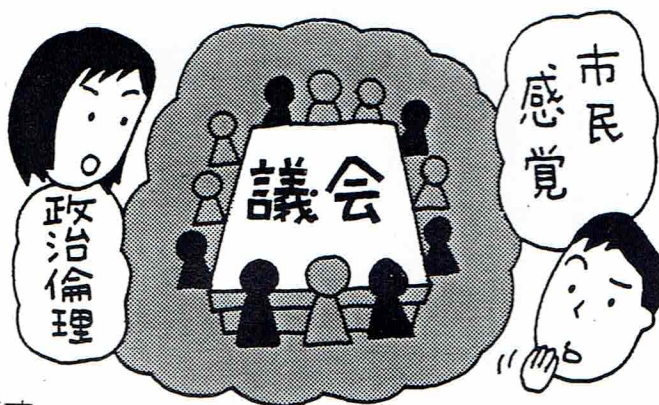
3年前の2月、林茂県議が根岸豊議長を道案内に、嵐山町保守系議員にサラダ油を贈与した事件が報道された後の議会に困りました。道案内をした根岸豊議長と、贈与された議員とでは、違法性が異なるので、「ごめんさない。こんどからしません。」でこの事件を終りにする訳にはいきません。

そこで、報酬額減額を道案内した議長と議員の割合を変えて議案として提案し、議会としての責任をとりたいと2000年3月議会直前の議会運営委員会で提案しました。しかし、贈与されてない議員まで同列にされたくないという反対と「道案内しただけだ」という議長の怒鳴り声で提案を続けることはできませんでした。サラダ油贈与事件の議長達は、政治倫理を確立する決議だけで事を終わらせ、

議長個人は公的に反省・謝罪をしていません。

—嵐山町サラダオイル事件—
政治倫理条例の制定が必要でした。

根岸豊議長が林茂県議をサラダ油を贈与する議員宅に案内しなければ、林茂県議は公職選挙法違反を犯すこともなかったはずで



この責任問題を林茂県議の公職選挙法違反だけで問うのではなく嵐山町の議会で議員個人の責任を問える制度が必要でした。政治倫理条例案を議案として提案しましたが、贈与に関った議員達の反対で否決。その後、議会運営委員会で半年近く協議しましたが、贈与に関った側の議員は、要綱(約束事)はつくるが条例(嵐山町の法律)は必要ないという結論から一歩も引くことがなく、形になりませんでした。

議員の息子が経営する会社が小学校特別教室を建設しました。学校給食センター建設計画案に、議長は学校給食センター(未定)で大妻嵐山中学の給食をつくる要望(私学助成)の口添えをしたと聞きます。大妻嵐山中学は嵐山町側の正当な負担金をいただければつくるという条件を聞き、後に断ってきたそうです。嵐山町に政治倫理条例があればこんなことはできません。

嵐山町では金品のやりとりはみんながやっていることだし、議員が懇意にしている人に仕事の便宜をはかることは普通のことなので条例で規制されては困るということでしょうか。

検察は、3年前のサラダオイル事件の寄付行為禁止違反で林茂県議のみを起訴しました。道案内をした根岸豊議長を嫌疑不十分で共犯としない場合、検察は、公職選挙法違反と知っていて道案内しても、道案内は公職選挙法違反にならないというお墨付きを与えることになり不公正です。市民で構成する検察審査会は、林茂県議の不起訴は不当であると検察に勧告しました。検察は勧告にしたがって再捜査し林茂県議を起訴しました。市民感覚は「疑わしきは罰せず」に従う検察官より適切です。市民の司法参加が求められる理由です。